

第 1 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成23年 5 月13日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 1 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成23年5月13日（金曜日）

午前10時22分開議

午前10時26分閉会

本日の会議に付した事件

正副委員長互選

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

出席委員（8人）

委員長	池田和貴
副委員長	浦田祐三子
委員	村上寅美
委員	鬼海洋一
委員	城下広作
委員	中村博生
委員	田代国広
委員	橋口海平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課課長補佐	徳永一博
政務調査課主幹	木村和子

午前10時22分開議

○徳永議事課課長補佐 それでは、皆様おそろいですので始めさせていただきます。

担当書記の徳永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、改選後、最初の委員会でございますので、まず、正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第6条の2第2項の規定により、年長委員に委員長互選の職務を行っていただくことになっております。

本委員会の年長委員は村上委員でございます。

それでは、村上委員よりをお願いいたします。

（年長委員着席）

○村上寅美年長委員 ただいまから、第1回農林水産常任委員会を開会いたします。

私が年長でありますので、これより、委員長互選の職務を行います。

まず、委員長互選の方法については、指名推選と投票がございますが、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上寅美年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長互選の方法は、指名推選により行うことといたします。

それでは、委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。どなたから指名をさせていただきますでしょうか。

（「年長委員一任」と呼ぶ者あり）

○村上寅美年長委員 私にという声があつておりますが、私が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上寅美年長委員 御異議なしと認めます。

それでは、委員長に池田委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上寅美年長委員 御異議なしと認めます。

よって、池田委員が、委員長に決定しました。

これで、私の職務は終わりましたので、委

員長と交代いたします。

（年長委員退席、委員長着席）

○池田和貴委員長 ただいま、皆様方の御推挙をいただきまして委員長に就任いたしました池田でございます。一生懸命やらせていただきたいと思いますので、皆様方の御指導よろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き副委員長の互選を行います。

副委員長互選の方法については、指名推選と投票がございますが、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長互選の方法は、指名推選により行うことといたします。

それでは、副委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。

どなたから指名をしていただきましょうか。

（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 委員長一任ということでございますので、それでは、私が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。

副委員長に浦田委員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、浦田委員が副委員長に決定をいたしました。

それでは、浦田副委員長から就任のごあいさつをお願いいたします。

（副委員長着席）

○浦田祐三子副委員長 ただいま、副委員長に選出いただきました浦田祐三子でございます。これから委員長の補佐として、しっかり頑張ってまいりたいと思いますので、委員の

皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

○池田和貴委員長 次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

本委員会の所管事務につきまして、閉会中も継続して審査する必要がありますので、会議規則第82条の規定に基づき、委員会次第に記載のとおり、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それでは、議長に対して申し出を行うことに決定いたしました。

その他で、私の方から1つ御提案がございます。

閉会中の視察の件についてですが、委員会で行う委員派遣というのは、本来、会議規則第81条により、委員会として、これを議長に申し出ることになっております。

しかしながら、緊急な委員会視察が必要な場合に、委員会をそのたびに開催するのが不可能な場合もございます。

そこで、所管事務に係る閉会中の委員派遣の目的、日時、場所等につきましては、委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしということですので、そのように取り計らいます。

それでは、本日の委員会は、これをもって閉会いたします。

午前10時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長